

国立大学法人広島大学における随意契約に関する規則等

国立大学法人広島大学業務方法書（抄）

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第 29 条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、随意契約の方法によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定を改正する議定書(平成 26 年条約第 4 号)によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

広島大学会計規則（抄）

第 4 章 契 約

（随意契約）

第 23 条 契約担当職は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、次条及び第 25 条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

第4章 随意契約

1. 随意契約によることができる場合

- ① 会計規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約による場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作するとき。
 - (2) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的が競争を許さないと認められるとき。
- ② 会計規則第 23 条第 1 項第 3 号の規定により随意契約による場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 現に履行中の製造、役務の請負又は物件の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外に履行させることが不利であるとき。
 - (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき。
 - (3) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
 - (4) 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を高騰させるおそれがあるとき。
 - (5) 早急に契約しなければ、契約する機会を失い又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ③ 会計規則第 23 条第 2 項の規定により随意契約することができる場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 契約見込価格が 500 万円未満のとき。
 - (2) 運送又は保管させる場合
 - (3) 外国で契約するとき。
 - (4) 法人の生産品を売り払うとき。
 - (5) 国、地方公共団体、公立大学その他の公法人又は公益法人から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
 - (6) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
 - (7) 公募して企画書又は設計書等を提出させて契約するとき。
 - (8) その他業務運営上契約担当職が随意契約とする特別な事由があると認めるとき。
- ④ 前項第 7 号の規定により随意契約を行うための必要な事項については、処理細則「広島大学公募型企画競争に関する取扱要領」に定める。
- ⑤ 第 2 章第 4 節第 9 の規定により、一般競争入札手続きを終了した場合で、契約担当職が必要と認めるときは、随意契約によることができる。

2. 公示

契約担当職は、契約見込価格が 500 万円以上の調達案件を随意契約により調達しようとする場合で必要と認めるときは、事前に本学ホームページにおいて随意契約前確認公示を行うこととし、公示期間は第 2 章第 1 節第 2 第 1 項を準用するものとする。

3. 見積書の徴取

契約担当職は、随意契約をするときは、なるべく 2 者以上から見積書を徴取するものとする。

4. 見積書の徴取の省略

第3の規定にかかわらず次の場合においては、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国，地方公共団体，公立大学その他の公法人又は公益法人から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (2) 価格が統一され又は固定されている場合であって，見積書を徴取する必要がないと認められるとき。
- (3) 迅速に契約をしなければ業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
- (4) 契約見込価格が 500 万円未満の場合であって，電話調査等により金額の確認が行え，見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。
- (5) 契約見込価格が 150 万円未満であるとき
- (6) その他契約の性質上契約担当職が見積書を徴取し難いと認めたとき。